

原子力規制庁インターンシップの実施に関する覚書

原子力規制庁及び原子力安全人材育成センター（以下「甲」という。）と●●大学／短期大学／高等専門学校（以下「乙」という。）は、乙の要請に基づいて実施する「原子力規制庁インターンシップ」の取扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割

- 1 甲は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までの期間、学生を実習生として受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。
- 2 乙は実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。
- 3 甲と乙は、実習の実施に当たり連携及び協力を行う。

第2 実習時間、実習に係る費用負担及び事故への対応等

1 実習時間、実習期間及び実習場所

- (1) 実習時間は、原則として午前9時30分から午後6時15分までとする。このうち、午後0時から午後1時までを休憩時間とする。ただし、甲が必要と認めた場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記実習時間外においても実習を実施することができるものとする。
- (2) 実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。
- (3) 実習場所は、原則として原子力規制庁（港区六本木1-9-9）とする。

2 手当等

甲は、実習中、実習生に対し、実習のために要する費用（通勤費（自宅及び滞在先より）、手当（日当）、食費、旅費（滞在先までの往復旅費）及び滞在費その他の費用）は支給しない。

3 実習中の事故等

- (1) 実習中の事故により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する学生教育研究災害傷害保険及び同保険付帯賠償責任保険（以下「保険」という。）により補償する。保険の利用等に関する必要な手続は、乙が行うものとする。
なお、乙及び実習生は、当該保険の保険金の範囲内で甲に対する求償権を放棄する。
- (2) 実習生が甲又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理する。なお、乙は、実習生をインターンシップ等賠償責任保険に加入させる。加入に関する必要な手続は、乙が行うものとする。実習生が甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は当該賠償責任保険により補償する。

第3 実習における遵守事項等

1 実習における行動

- (1) 実習生は、実習期間中、午前9時30分までに原子力規制庁又は原子力安全人材育成センターに登庁し、実習に関して甲の指示等に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、国家公務員としての身分は保有しないが、原則として原子力規制庁職員の服務に準ずるものとし、甲の職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。また、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等にかんがみ、これらに類する行為を行ってはならない。
- (3) 実習生は、実習期間終了後、乙の指導教官及び甲の助言等を受け、実習内容に関する実習報告書を遅滞なく作成し、甲に提出しなければならない。

2 実習の欠務

- (1) 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (2) 実習生は、上記(1)により実習を欠務する場合は、事前に甲に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに甲に連絡することとする。
- (3) 正当な事由による場合であっても2日以上欠務した場合、甲は実習を打ち切ることができることとする。

3 秘密の保持

- (1) 実習生は、実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第100条に定めるもの。）を部外者（乙を含む。）に実習期間中及び実習期間終了後においても漏らしてはならない。また、実習期間中に知り得たその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習期間終了後を含め、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、実習の前後において、実習生が実習期間中に知り得た上記(1)の秘密及び情報の取扱いについて、指導・監督する。
- (3) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。

4 実習の打ち切り等

甲は、上記2の(3)に該当する場合の他、実習生が本覚書に従わない場合その他の実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習期間終了前であっても、実習を打ち切ることができる。また、この実習の開始が困難と考えられる事由が生じた場合は、実習をとりやめることができる。これらの場合において、甲は、速やかに乙にその旨を通知する。

第4 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

第5 実習生の懲戒等

実習生の懲戒、損害賠償等に関する最終的な責任は、乙が負うものとする。

第6 個人情報の目的外使用の禁止

甲は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、甲は、実習生の個人情報をインターンシップ実施以外の目的には使用しない。

第7 協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房人事課長

●● ●●

乙 ●●大学（院）／短期大学／高等専門学校
（総括責任者）

●● ●●